

諮問庁：国立研究開発法人国立長寿医療研究センター

諮問日：平成26年11月28日（平成26年（独個）諮問第64号）

答申日：平成29年12月4日（平成29年度（独個）答申第53号）

事件名：本人に対する懲戒処分に係る懲戒審査委員会概要等の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表2の4欄に掲げる部分を開示すべきである。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年11月14日付け長寿発総第111401号により独立行政法人国立長寿医療研究センター（以下「センター」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

##### （1）異議申立書

「職員の懲戒処分に関する審議に関する情報」が、法14条の規定する「不開示情報」に当たるとする合理的な理由はない。したがって、この部分開示決定は不当であるので、以下のとおり異議を申し立て、該当する法人文書の開示を求める。

ア 法の規定する「不開示情報」について

（ア）「法14条4号」の規定する「不開示情報」とは、「開示することによって、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」である。

（イ）「法14条5号へ」の規定する「不開示情報」とは、「人事管理に関する事務に関し、その公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼ

すおそれ」があるものである。

#### イ 異議申立ての理由

(ア) 「職員の懲戒処分に関する審議に関する情報」が、上記ア(ア)の不開示情報に該当するというセンターの説明について

そもそも既に決定され、公表された本件懲戒処分について、「懲戒処分に関する審議」は終了しているものであって、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」など存在しない。したがって、上記ア(ア)は、当該法人文書を不開示とする理由としては、全く合理性を欠いている。

また、本件法人文書を開示することによって、「国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」がないことは明らかである。

(イ) 「職員の懲戒処分に関する審議に関する情報」が、上記ア(イ)の不開示情報に該当するというセンターの説明について

平成25年特定月日に本件懲戒処分が下されている以上、本件に関する人事管理が既に終了していることは、二重処罰の禁止を定めた「センター懲戒規程(以下、第2において「懲戒規程」という。)2条4項」に照らして明らかである。したがって、本件懲戒処分に関しては、確保すべき「人事」などというものが存在しない以上、既に決定され、公表された本件懲戒処分に関する法人文書の開示によって「公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があると思料する合理的な理由はない。

請求者が、請求者本人に関する保有個人情報の開示を求めている以上、当該法人文書は、センターによって「公正かつ円滑な人事が確保されていた」ことの証左として、むしろ積極的に開示されるべき性質のものである。

(ウ) 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(以下、第2において「独立行政法人情報公開法」という。)5条1号ハは、「当該個人が(中略)独立行政法人等の役員及び職員(中略)である場合において、当該情報がその職務に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係わる部分」については、個人に関する情報であっても、「不開示情報」から除くと定めている。したがって、法人文書に開示請求者本人以外の個人情報が含まれていたとしても、それがセンター職員である場合、「職及び当該職務遂行の内容に係わる部分」については、不開示とすることは不当である。

#### (2) 意見書1

独立行政法人情報公開法の立法の趣旨は、1条において、「この法律

は、国民主権の理念にのっとり、法人文書の開示を請求する権利及び独立行政法人等の諸活動に関する情報の提供につき定めること等により、独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と明記されている。

独立行政法人による懲戒処分を受けた者が、懲戒処分の相当性を判断するために、その処分を決定した懲戒審査委員会の審議内容（どのような調査事実に基づいて、どのような基準に従って処分・量定を決定したのか）に関する情報の開示を求めることは、当然の権利である。しかるに、センターは、本件について「一部不開示」と称して、ほぼ全ての審議内容を不開示とする、内容的には「全面不開示」に等しい決定を行った。このような情報が開示されないのであれば、本件懲戒審査委員会の行った審査は、歴史上あまたの冤罪を生み出してきた密室裁判と欠席裁判の双方、すなわち「強制的に被告を欠席させた上で密室で審理を行うという不正裁判」に匹敵する不当な審査というべきである。このような密室会議における審査に、公正さと中立性を求めることなど、とうていできないことは明らかである。このような不開示決定が認められるのであれば、雇用者である独立行政法人は、密室会議を開いて、職員に対して、秘密裏に、一方的かつ独断的に懲戒処分を下すことができることになる。このような情報の不開示は不当であり、独立行政法人情報公開法の擁護すべき、正当な「国民の知る権利」を奪い、特定個人に不当な不利益を与えるものである。

そもそも、懲戒審査委員会の設置を定めた懲戒規程とは、懲戒権者の判断が、公正かつ中立であることを担保し、懲戒権の濫用を防ぐことを主要な目的として定められた規程であり、懲戒審査委員会に対しては、密室裁判、欠席裁判とは正反対の性質、すなわち、公正かつ中立な判断を求めているのである。懲戒審査委員会の会議そのものを非公開と定めているのは、意思決定に至る過程で、外部からの圧力や干渉等を退け、公正かつ中立な意思決定を保障するためなのであって、密室会議、欠席審査によって懲戒審査委員会が一方的かつ独断的に意思決定を行える、いわゆる強権の発動を保障するためではないし、懲戒委員が公正さと中立性を欠く意見を自由に述べることを認めたものでもない。

さらに、懲戒審査委員会の意思決定が公正さと中立性を欠く不当な内容であった場合に、懲戒審査委員会を非公開と定めた「懲戒規程」及び不開示情報を定めた独立行政法人情報公開法の規定を悪用して、その事実を隠蔽したり、懲戒委員がその責任を免れる方途としたりすることなど、言うまでもなく、あってはならない。

懲戒審査委員会における処分決定後に、懲戒処分の内容について疑義

が呈された場合、懲戒審査委員会の審議内容、量定判断の基準、量定決定の過程等について明らかにすること、すなわち「相当の理由があって懲戒処分を下したのであって、懲戒権の濫用には当たらないということ」を、具体的な根拠に基づいて明らかにすること」は、懲戒権者が当然果たすべき義務である。懲戒審査委員会において、合理的な根拠に基づいて、公正かつ中立性を担保した上で意思決定が行われたのであれば、懲戒審査の内容を本人に公表することによって、いかなる問題も生じる可能性はないはずである。したがって、本件について、一部不開示（内容的には、「全面不開示」に等しい）としたセンターの決定は不当であるので、速やかに全面開示することを求める。

#### ア センターの不開示決定に関する理由説明

本情報開示請求に対する不開示決定の理由として、センターは、「法14条4号及び5号へ」をあげている。理由説明書（下記第3の1。以下同じ。）において、センターは、以下の「おそれ」を理由として不開示を決定したと主張する。

- (ア) 職員の懲戒処分に関する具体的な審議に係る発言内容及びその発言者が公になることにより、発言者は外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
- (イ) 懲戒処分における量定判断の基準及びその過程に係る情報が公になることにより、当事者や関係者に誤解や予断を与え、不当に混乱を生じさせるおそれ
- (ウ) 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

#### イ センターの不開示決定に関する理由の不合理性について

上記ア（ア）ないし（ウ）の不開示理由は、著しく合意性を欠くものである。センターの「理由説明書」によって、不開示とする理由が明確になったので、以下において、その主張が合理性を欠く不当なものであることを論証する。

##### (ア) 主張ア（ア）について

そもそも既に本件に関する懲戒審査委員会の審議は終了しており、今後、同委員会における意見交換や意思決定が行われる機会はない。また、本件懲戒審査に関する事実は既に確定しているのであるから、本件情報を開示したからといって、同委員会における過去の意見交換や意思決定に遡及して影響が及ぶなどという「おそれ」はない。したがって、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる」機会など、現実には存在せず、ア（ア）は当該法人文書を不開示とする理由としては、論理的に破綻しており、失当で

ある。

なお、法14条4号の趣旨は、あくまでも「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性の擁護」にあるのであって、懲戒審査委員会が非公開であることを利用して、懲戒委員が公正さ並びに中立性を欠く意見（根拠のない批難やヘイトスピーチなど）を述べる自由を認めたものでないことを付言しておく。

(イ) 主張ア(イ)について

そもそもセンターが主張し、行っている懲戒審査に関する情報の秘匿こそが、「当事者や関係者に誤解や予断を与え、不当に混乱を生じさせている」直接の原因なのであって、本件懲戒審査の公正さと中立性に対する疑義を払拭し、不当な混乱を收拾するために、本件情報を公開すべきである。センターの行為は、裁判において、審理を非公開かつ被告欠席で行い、判決だけを被告に通達するということと同じである。「本件懲戒審査が公正さと中立性を担保されたものであり、本件処分が懲戒権の濫用には当たらないことを証拠に基づいて証明すること」は、懲戒権者（形式的にはセンター総長個人であるが、実質はセンター）の義務であり、「懲戒処分における量定判断の基準及びその過程に係る情報を公にすること」は、拒否することができないのである。

さらに、法14条4号が開示の例外を認めているのは、公開された情報が原因となって、意思決定に至る過程において外部からの圧力や干渉等の影響を受けて、意思決定に中立性が損なわれるおそれがある場合であって、意思決定に関する事後の説明責任を免除している訳ではない。国会における秘密会についても、原則として記録の公表が義務付けられていること（日本国憲法57条）と同じである。したがって、センターの主張ア(イ)は、上記法律条文の誤解あるいは、根拠のない拡大解釈に基づくものであり、失当である。

また、懲戒審査委員会が、公正かつ中立性を担保した上で、処分を決定したのであれば、当然、懲戒処分における量定判断の基準及びその過程は、公正かつ中立性の担保されたものでなければならない。これらの事実が、公正かつ中立性の担保されたものであれば、合理的な説明をすることは容易なはずである。したがって、当事者や関係者に誤解や予断を与えることなく理解させることはできるはずであるし、センターには懲戒権者として、当事者に対して十分な説明責任を果たす義務がある。

「誤解や予断を与える可能性」を理由にして、当事者や関係者に対して（不特定多数の部外者に対して、ではない）事実を隠蔽するという論理は、独裁国家や秘密警察等において、不当行為を正当化

するために頻用された詭弁であって、決して認めることはできない。情報公開制度が法整備された背景には、前世紀における国家権力の暴走を不幸な教訓として真摯に反省した上で、国民主権の理念にのっとり、二度と同じ過ちは繰り返さない、という日本国民の強い決意があることを忘れてはならない。

(ウ) 主張ア(ウ)について

平成25年特定月日付けで、既に本件懲戒処分が下されている以上、本件に関する人事管理に係わる事務は、既に終了している。また、二重処罰の禁止を定めた「懲戒規程2条4項」に照らして、本件懲戒処分の対象となった非違行為に関して、今後さらに人事処分が行われる可能性はない。したがって、本件懲戒処分に関しては、「人事に係る事務」及び確保すべき「公正かつ円滑な人事」は、将来的にも存在しないのであるから、本件情報開示によって「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」があるというセンターの主張は、失当である。

(エ) 懲戒委員会委員等、センター職員の個人情報について

独立行政法人情報公開法5条1号ハは、「当該個人が(中略)独立行政法人等の役員及び職員(中略)である場合において、当該情報がその職務に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係わる部分」については、個人に関する情報であっても「不開示情報」から除くと定めている。したがって、本件において開示すべき法人文書に、開示請求者本人以外の個人情報が含まれていたとしても、それがセンター職員である場合、「職及び当該職務遂行の内容に係わる部分」については、不開示とすることは法令に違反している。すなわち、懲戒委員会委員等の職員については、職務として本件懲戒審査委員会に係わったのであるから、氏名などについても開示しなくてはならない。

(添付資料省略)

(3) 意見書2

労働契約法15条に定められているとおり、独立行政法人による懲戒処分には、公正さと中立さが求められている。被処分者(情報開示請求者)が、懲戒処分の裁定に疑いがあると考えた場合、その処分を決定した懲戒審査委員会の審議内容(どのような調査事実に基づいて、どのような基準に従って処分・量定を決定したのか)に関する情報の開示を求めることは当然である。

使用者による懲戒権の濫用から労働者を護るために、懲戒審査委員会の審議内容・記録は被処分者本人に対して開示されなければならない。

このような不開示決定が認められるのであれば、雇用者であるセンタ

一は、密室会議を開いて、職員に対して、秘密裏に、一方的かつ独断的に懲戒処分を下すことができる。このような情報の不開示は不当であり、独立行政法人情報公開法の擁護すべき、正当な「国民の知る権利」を奪い、特定個人に不当な不利益を与えるものである。

ア 本件情報開示請求には、合理的理由がある。

私（開示請求者）は、平成26年12月11日の意見書1（上記（2）。以下同じ。）において、本情報開示請求が、正当で合理的な理由に基づくことを、以下のように述べた。

- ① この情報が開示されないのであれば、懲戒審査委員会の行った審査は、「強制的に被告を欠席させたうえ、密室で審理を行うという不正裁判」に匹敵する。
- ② 「懲戒規程」は、懲戒権者の判断が、公正かつ中立であることを担保し、懲戒権の濫用を防ぐことを主要な目的として定められた規程であり、懲戒審査委員会に対して、公正かつ中立な判断を求めている。したがって、被処分者には、懲戒審査委員会の審議内容を知る権利がある。

イ センターの不開示決定に関する理由説明は、合理性を欠いている。

（ア）センターが追加した不開示決定補充理由の内容

補充理由説明書（下記第3の2。以下同じ。）において、センターは、以下のとおり、「異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しない」ことが、不開示決定の理由になると主張する。

「以下に掲げる文書には、異議申立人を本人とする保有個人情報が記載されている部分もあるが、懲戒審査委員会において検討された異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、異議申立人の個人に関する情報ではなく、さらに異議申立人を識別することができる情報が含まれていないことから、異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しない。」

（イ）センターの不開示補充理由が、合理性を欠き、不正なものであること。

本情報開示請求は、もともと「保有個人情報」のみを対象とした請求ではない。

a 「法人文書開示請求書」において、情報開示請求者は、以下のような文書の開示を請求した。

（中略）

b センターは、「法人文書開示請求」を取り下げたうえで、「個人情報開示請求書」を提出するよう、情報開示請求者に求めた。

c 情報開示請求者は、センターの指示に従い、「法人文書開示請求」を取り下げて、「保有個人情報開示請求書」をセンターに

提出した。

以上の事実から明らかなように、センターは、請求者に、情報を開示するために必要だと説明したうえで、「法人文書開示請求」を取り下げて「個人情報開示請求」を出し直すように指示したのである。保有個人情報開示請求に変更するようにと指示をしたセンターが、「保有個人情報に該当しないこと」を理由として不開示を決定するなどということは、主張に全く一貫性が認められず、不合理きわまりない。

センターは、隠べいしたい情報を「保有個人情報に該当しないこと」を理由として不開示とするために、あらかじめ、情報開示請求者に対して虚言を弄して、「法人文書開示請求」を取り下げさせたという疑いすら否定できない。センターの一連の行為は、故意であり、悪質に過ぎる。

(ウ) センターの従前の不開示決定理由について

理由説明書において、センターは、本情報開示請求に対する不開示決定理由として、下記の①②③が「法14条4号及び5号へ」に当たると主張した。

- ① 職員の懲戒処分に関する具体的な審議に係る発言内容及びその発言者が公になることにより、発言者は外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ
- ② 懲戒処分における量定判断の基準及びその過程に係る情報が公になることにより、当事者や関係者に誤解や予断を与え、不当に混乱を生じさせるおそれ
- ③ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

(エ) センターの不開示決定理由（上記（ウ））の不合理性についての情報開示請求者の意見（既に提出した意見書1の要約と追加の意見を述べる）

上記（ウ）の①ないし③の不開示理由は、著しく合理性を欠くものである。

a 上記（ウ）①について

そもそも既に本件に関する懲戒審査委員会の審議は終了しており、今後、同委員会における意見交換や意思決定が行われる機会はない。また、本件懲戒処分に関しては、法的に無効であることが確定している。本件情報を開示したからといって、同委員会における過去の意見交換や意思決定に遡及して影響が及ぶなどという「おそれ」はない。

したがって、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる」機会など、現実には存在せず、①は当該法人文書を不開示とする理由としては、論理的に破綻しており、失当である。

b 上記（ウ）②について

法14条4号が開示の例外を認めているのは、公開された情報が原因となって、意思決定に到る過程において外部からの圧力や干渉等の影響を受けて、意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合であって、意思決定に関する事後の説明責任（量定判断の基準及びその過程に係わる情報の開示）を免除しているわけではない。

加えて、本件懲戒処分に関しては、法的に無効であることが確定しており、不当に混乱を生じさせるおそれはない。

さらに、懲戒処分無効確認請求控訴事件において示された以下の事実から、センターが、量定判断の基準及びその過程に係わる情報の開示を拒む理由は、自らの不正行為の証拠を隠ぺいする目的である可能性がきわめて高いといえる。

(a) 特定高等裁判所は、本件懲戒処分について「懲戒理由との均衡を欠いた不相当なものというべきである。」と述べ、懲戒理由に合理性がないと結論した。つまり、裁判所は、客観的にみると懲戒処分の裁定に合理性がないと判断した。

(b) 二審の弁論によって明らかになった事実及び陳述から、懲戒審査委員会における本件懲戒審査が、公正さと中立性を担保していたか否かについては、極めて重大な疑義がある。

本来、センターには、懲戒権者として、被処分者に対して十分な説明責任を果たす義務がある。「懲戒処分における量定判断の基準及びその過程に係る情報を本人に開示すること」は、拒否することができないのである。

なお、センターの主張は、「本人に開示すること」と「（本人以外に）公にすること」を混同しているという点も指摘しておく。これが故意なのか真に理解不足によるものであるかは不明である。仮に故意であれば、センターの主張は、独立行政法人情報公開法の趣旨を蔑ろにしようとする許しがたい行為である。

c 上記（ウ）③について

既に本件懲戒処分は、法的に無効が確認されており、本件に関する人事管理記録等は、法的に無効が確定している。

したがって、「人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」はなく、センターの主張は

失当である。

(添付資料省略)

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 理由説明書

##### (1) 対象となる文書

開示請求者に係る懲戒審査委員会（以下、第3において「委員会」という。）概要並びに委員会開催案内及び委員会において配布された資料

##### (2) 一部開示とする根拠及び考え方

委員会議事概要並びに委員会開催案内及び委員会において配布された資料は一部不開示とする。

法14条4号及び5号へによれば、次に該当する情報が含まれている場合を除き、開示請求のあった情報を開示しなければならないとされている。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合（法14条4号）。

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある場合（法14条5号へ）。

以上のことから、職員の懲戒処分に関する具体的な審議に係る発言内容及びその発言者が公になることにより、発言者は外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、また、懲戒処分における量定判断の基準及びその過程に係る情報が公になることにより、当事者や関係者に誤解や予断を与え、不当に混乱を生じさせるおそれがある。また、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると考えられる。

よって、法14条4号及び5号へに該当しない部分について開示することとし、開示の対象となる議事概要のうち定型的な議事進行に係る部分及び、委員会における資料のうち、公表された事項については開示することとする。なお、開示請求者本人より提出された文書についても、委員会の審議過程の一部をなすものであることから、法14条5号へにより不開示としている。

#### 2 補充理由説明書

諮問庁は、平成26年11月28日に情報公開・個人情報保護審査会へ諮問を行ったところであるが、本件異議申立ての内容を踏まえ、法の不開示情報該当性について改めて検討した結果、以下のとおり判断した。

(1) 保有個人情報該当性について

ア 以下に掲げる文書には、異議申立人を本人とする保有個人情報が記載されている部分もあるが、懲戒審査委員会において検討された異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、異議申立人の個人に関する情報ではなく、さらに異議申立人を識別することができる情報が含まれていないことから、異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しない。

したがって、当該情報は、不開示とすることが妥当であり、不開示とした原処分は、妥当である。

(ア) 平成25年3月6日の懲戒審査委員会の資料2及び資料3（別表の文書4の③及び⑥並びに文書5の②）

(イ) 平成25年3月18日の懲戒審査委員会概要，同委員会の資料2及び資料5（別表の文書12の②及び文書15の③）

(ウ) 平成25年5月10日の懲戒審査委員会の資料2，資料5及び資料7（別表の文書20の②，文書23の②及び文書25の③）

イ 以下に掲げる文書は、異議申立人へ通知した文書であるが、異議申立人は、保有個人情報開示請求書において、開示を請求する保有個人情報から本人に対する通知を除くとしていることから、当該文書に記載されている情報は、異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しない。

したがって、当該情報は、不開示とすることが妥当であり、不開示とした原処分は、妥当である。

(ア) 平成25年3月6日の懲戒審査委員会の資料6（別表の文書8の②）

(イ) 平成25年3月18日の懲戒審査委員会の資料4（別表の文書14の②）

(2) 新たに開示する部分について

不開示情報該当性について、再度検討した結果、以下に掲げる部分については、法14条4号及び5号へのいずれにも該当しないと判断したため、新たに開示することとする。

別表の文書1の①，文書9の①，文書17の①，文書33の①及び文書37の不開示部分

(3) その他

原処分における「保有個人情報の開示をする旨の決定について（通知）」及び諮問庁の「理由説明書」において、不開示情報の該当条項を法14条

4項又は14条5項へと記載しているが、いずれも法14条4号又は14条5号への誤記であるので、訂正する。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成26年11月28日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月9日 審議
- ④ 同月11日 異議申立人から意見書1及び資料を收受
- ⑤ 平成28年2月3日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同月15日 審議
- ⑦ 平成29年2月14日 委員の交代に伴う所要の手続の実施、本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑧ 同年10月25日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑨ 同年11月7日 異議申立人から意見書2及び資料を收受
- ⑩ 同月30日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、別紙に掲げる文書に記録された保有個人情報であり、具体的には、別表2の1欄に掲げる文書に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部を法14条4号及び5号へに該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、異議申立人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、理由説明書及び補充理由説明書において、原処分で不開示とした部分の一部を新たに開示することとし、その余の部分については、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法14条4号及び5号へに該当するとして、原処分を維持することが妥当としていることから、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

##### 2 保有個人情報該当性について

- (1) 諮問庁は、別表1の1-1欄に掲げる部分には、懲戒審査委員会において検討された異議申立人以外の個人に関する情報が記載されており、これらの情報は、異議申立人の個人に関する情報ではなく、さらに異議申立人を識別することができる情報が含まれていないことから、異議申立人を本人とする保有個人情報には該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、異議申立人の氏名

その他異議申立人を識別することができる情報の記載は認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討すると、当該部分は、懲戒審査委員会において検討された異議申立人以外の個人に関する情報であって、異議申立人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

- (2) 諮問庁は、別表1の1-2欄に掲げる文書は、異議申立人へ通知した文書であるが、異議申立人は、保有個人情報開示請求書において、開示を請求する保有個人情報から本人に対する通知を除くとしていることから、当該文書に記載されている情報は、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないと説明する。

当審査会において見分したところ、当該文書は、センターから異議申立人へ通知した文書であると認められ、本件開示請求の趣旨から、当該文書に記載されている情報は、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しないとする諮問庁の説明は首肯できる。

- (3) したがって、上記(1)及び(2)で検討した部分は、異議申立人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められず、不開示とすることが妥当である。

### 3 不開示情報該当性について

- (1) 別表2の4欄に掲げる部分について

文書1、文書9、文書17及び文書33は、平成25年3月6日、同月18日、同年5月10日及び同年9月13日に開催された懲戒審査委員会における議事の項目、議事進行に関する発言内容及びその発言者の肩書きであり、文書2、文書10及び文書18は、同年3月6日、同月18日及び同年5月10日に開催された懲戒審査委員会の開催案内文書の一般的な議事の項目及び資料の名称等であり、文書3、文書16の②及び文書30は、懲戒審査委員会が開催された時点におけるその後の懲戒処分の全体的な予定表であり、文書4の①及び⑦、文書8の①、文書13、文書14の①、文書15の①、文書24並びに文書25の①及び②は、懲戒審査委員会に提出された資料の表紙及び目次並びに異議申立人本人がセンターに提出した文書であり、文書4の②及び⑤、文書5の①、文書12の①、文書15の②、文書20の①並びに文書23の①は、懲戒審査委員会において検討された懲戒審査の対象となった者の行為の内容や金額等を整理した文書に記載された表の標題や表頭等及び異議申立人に関する情報であり、文書4の④は、センターの担当者から会計検査院の担当者へ文書を提出した旨の事務的な連絡内容であり、文書4の⑧及び文書25の④は、センターにおいて取りまとめた研究費の不適切使用に関する調査結果の概要等が記録された文書の標題、項目、調査の

一般的な概要，異議申立人本人の研究の概要等であり，文書11は，当該文書の標題や一般的な項目等であり，文書16の①は，厚生労働省からセンターに対して送付された公的研究費の不正使用等の防止に関する通知等の名称及び通知そのものであり，文書26は，センターにおける懲戒処分の公表についての日程や配布資料等の事務的な情報であり，文書27は，センターにおける研究費の不適切使用に関する調査結果等の公表資料案の標題やセンターの名称等であり，これらを開示しても，懲戒審査委員会における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるとは認められず，不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは認められない。また，センターにおける人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって，当該部分は，法14条4号及び5号へのいずれにも該当せず，開示すべきである。

(2) その余の部分について

ア 文書1，文書9，文書17及び文書33は，平成25年3月6日，同月18日，同年5月10日及び同年9月13日に開催された懲戒審査委員会における具体的な懲戒審査に関する発言内容及びその発言者の肩書き等であり，文書4の⑧及び文書25の④は，センターにおける研究費の不適切使用に関する個別具体的な調査結果や詳細な処理方針などであり，文書4の②，文書7，文書15の②，文書19，文書23の①，文書29，文書31，文書35及び文書36は，懲戒審査委員会において懲戒処分の量定等を検討するために収集又は作成した具体的な情報であり，文書11は，懲戒審査委員会において実施した弁明に対する具体的な対応方針であると認められる。

これらの情報は，懲戒審査委員会の審議に係る途中段階の情報であり，審議，検討等が終了し意思決定が行われた後であっても，これらを開示すると，最終的な懲戒権者による懲戒処分の内容と必ずしも一致するとは限らない審査途中での見解が明らかになり，今後センターにおける懲戒審査委員会において，懲戒審査委員会の委員が外部からの苦情や批判，いわれのない非難等を受けることを心配して，率直な意見の表明をちゅうちょするなど，意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることは否定できない。

したがって，当該部分は，法14条4号に該当し，同条5号へについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 文書27には，公表資料において公表する予定の具体的な内容が記

載されているが、最終的に公表された資料とは、その体裁や内容が相違しているものと認められ、文書34は、平成25年9月13日に開催された懲戒審査委員会の開催案内文書の個別具体的な議事の項目及び資料の名称等であると認められる。これらを開示すると、懲戒処分における量定判断の基準及びその過程に係る情報が明らかとなり、ひいては人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条5号へに該当し、同条4号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

#### 4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

#### 5 付言

(1) 処分庁は、原処分の不開示理由において、「法14条4号及び5号へ」とすべきところを「法14条4項及び5項へ」として一部開示決定をするなど、開示決定等の処理に不適切な点が見受けられ、当該部分については、諮問庁の理由説明書においても訂正されていない。

このような原処分は、処分庁に対する信頼を損なうものであることから、処分庁においては、今後同様のことが生じないように注意すべきである。

(2) 原処分の開示決定通知書においては、不開示とした部分とその理由として「職員の懲戒処分に関する審議に関する情報」を「法14条4項及び5項へによる」と記載するにとどまっており、具体的にどの部分がどの不開示情報に該当するのかが記載されておらず、適切さを欠くものとなっている。

このため、処分庁においては、今後、適切な事務処理を行うことが望まれる。

(3) 当審査会における審議に当たり、諮問庁からは、相当期間にわたり十分な背景説明や情報提供が行われなかったため、審理に時間を費やさざるを得なかった。諮問庁においては、今後、諮問を行う場合には、当審査会として迅速かつ適切な調査審議及び判断ができるよう、詳細な情報提供等を当初から速やかに行うことが望まれる。

#### 6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条4号及び5号へに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が異議申立人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条4号及び5号へに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表2の4欄に掲げる部分を除く部分は、異議申立人を本人とする保有個人情報に

該当しない，又は同条 4 号及び 5 号へに該当すると認められるので，不開示とすることは妥当であるが，別表 2 の 4 欄に掲げる部分は，同条 4 号及び 5 号へのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第 3 部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子

## 別紙

センターは、平成25年特定月日付けで私に対して懲戒戒告処分を行った。この「懲戒戒告処分」に係わる、センター監査室、研究医療課、およびその他の部署から懲戒審査委員会に提出された報告書を含む一切の書類、懲戒審査委員会から総長に提出された報告書を含む一切の書類、及び懲戒審査委員会の議事録。ただし、この非違内容に関する、見積もり書、納品書、請求書、受領書、および私に対する通知は除く。

別表 1

1 別表 2 の 2 欄に掲げる部分のうち諮問序 が保有個人情報の非該当を主張する部分		2 保有個人情報該当性
1	文書 4 の③	該当しない
	文書 4 の⑥	該当しない
	文書 5 の②	該当しない
	文書 12 の②	該当しない
	文書 15 の③	該当しない
	文書 20 の②	該当しない
	文書 23 の②	該当しない
	文書 25 の③	該当しない
2	文書 8 の②	該当しない
	文書 14 の②	該当しない

別表 2

1 文書番号, 文書名 及び頁			2 不開示部分	3 該当条 文 (法 1 4 条)	4 開示すべき 部分
番 号	文書名	頁			
1	平成 25 年 3 月 6 日の懲戒 審査委員 会概要	1 ない し 4	① 1 頁の 4 行目 及び 11 行目の 不開示部分	新たに開示	—
			② 上記を除く部 分	4 号及び 5 号へ	1 頁ないし 4 頁 の「発言者」欄 の記載 1 頁の 14 行目 ないし 43 行目 3 頁の 5 行目及 び 6 行目 4 頁の 7 行目, 8 行目, 36 行 目及び 37 行目
2	懲戒審査 委員会の 開催案内	5	不開示部分全て	4 号及び 5 号へ	全て
3	資料 1	6	不開示部分全て	4 号及び 5 号へ	全て

4	資料2	7	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		8ないし13	② 8頁の1行目, 2行目, 9頁の1行目, 12頁の1行目, 2行目, 各表の標題, 表頭及び表の内容のうち, 異議申立人に関する部分	4号及び5号へ	全て(各表の標題を除く。)
			③ 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
		14	④ 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		15ないし20	⑤ 各表の標題(年度を含む), 表頭及び表の内容のうち, 異議申立人に関する部分	4号及び5号へ	全て
			⑥ 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
		21	⑦ 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		22ないし25	⑧ 不開示部分全て	4号及び5号へ	22頁の1行目ないし4行目及び15行目ないし28行目 24頁の25行目ないし25頁
5	資料3	26	① 1行目, 各表の標題, 表頭及び表の内容のうち, 異議申立人に関する部分	4号及び5号へ	全て
			② 上記を除く部	保有個人情報	なし

			分	報非該当	
6	資料4	27ないし33	なし	—	—
7	資料5	34	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
8	資料6	35	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		36及び37	② 不開示部分全て	保有個人情報報非該当	なし
9	平成25年3月18日の懲戒審査委員会概要	38ないし41	① 38頁の4行目の不開示部分	新たに開示	—
			② 上記を除く部分	4号及び5号へ	38頁の「発言者」欄3行目及び4行目 38頁の6行目ないし18行目30文字目、32文字目ないし19行目3文字目及び5文字目ないし12文字目、14文字目ないし20行目 40頁の「発言者」欄2行目ないし8行目、12行目及び13行目 40頁の3行目1文字目ないし3文字目、5文字目ないし16行目及び34行目ないし36行目 41頁の不開示

					部分全て
10	懲戒審査委員会の開催案内	42	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
11	資料1	43	不開示部分全て	4号及び5号へ	1行目, 2行目1文字目ないし8文字目, 10文字目, 3行目, 4行目1文字目ないし4文字目, 6文字目, 5行目1文字目ないし7文字目, 9文字目, 6行目1文字目ないし6文字目及び8文字目ないし16文字目
12	資料2	44	① 1行目, 各表の標題, 表頭及び表の内容のうち, 異議申立人に関する部分	4号及び5号へ	全て
			② 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
13	資料3	45ないし47	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
1	資料4	48	① 不開示部分全	4号及び5	全て

4			て	号へ	
		49及び50	② 不開示部分全て	保有個人情報非該当	なし
15	資料5	51	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		52ないし54	② 52頁の1行目, 2行目, 53頁の1行目, 各表の標題, 表頭及び表の内容のうち, 異議申立人に関する部分	4号及び5号へ	全て(各表の標題を除く。)
			③ 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
16	資料6	55ないし70	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		71	② 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
17	平成25年5月10日の懲戒審査委員会概要	72ないし76	① 72頁の4行目の不開示部分	新たに開示	—
			② 上記を除く部分	4号及び5号へ	72頁の「発言者」欄3行目ないし6行目 72頁の6行目, 11行目ないし15行目及び29行目 73頁の「発言者」欄1行目ないし3行目 73頁の10行目, 31行目, 46行目, 47行目及び51行目ないし53行

					目 76頁の「発言者」欄2行目ないし8行目及び10行目 76頁の4行目ないし25行目及び42行目ないし45行目
18	懲戒審査委員会の開催案内	77	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
19	資料1	78	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
20	資料2	79	① 1行目, 各表の標題, 表頭及び表の内容のうち, 異議申立人に関する部分	4号及び5号へ	全て
			② 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
21	資料3	80ないし95	なし	—	—
22	資料4	96ないし105	なし	—	—
23	資料5	106ないし108	① 106頁の1行目, 2行目, 107頁の1行目, 各表の標題, 表頭及び表の内容のうち, 異議申立人に関する部分	4号及び5号へ	全て(各表の標題を除く。)

			② 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
2 4	資料6	109 ないし 111	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
2 5	資料7	112	① 不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
		113	② 1行目, 2行目, 5行目及び19行目	4号及び5号へ	全て
			③ 上記を除く部分	保有個人情報非該当	なし
		114 ないし 122	④ 不開示部分全て	4号及び5号へ	114頁の1行目ないし23行目 117頁の1行目ないし24行目 120頁の1行目ないし21行目
2 6	資料8	123	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
2 7	資料9	124 ないし 126	不開示部分全て	4号及び5号へ	124頁の1行目ないし7行目
2 8	資料10	127 ないし 131	なし	—	—
2 9	資料11	132 ないし 140	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし
3 0	資料12	141	不開示部分全て	4号及び5号へ	全て
3 1	資料13	142 ないし 144	不開示部分全て	4号及び5号へ	なし

3 2	判例	145 ないし 148	なし	—	—
3 3	平成25 年9月1 3日の懲 戒審査委 員会概要	149 及び1 50	① 149頁の4 行目の不開示部 分  ② 上記を除く部 分	新たに開示  4号及び5 号へ	—  149頁の「発 言者」欄8行目 ないし10行目 149頁の38 行目ないし42 行目 150頁の「発 言者」欄1行目 150頁の4行 目ないし6行目
3 4	懲戒審査 委員会の 開催案内	151	不開示部分全て	4号及び5 号へ	なし
3 5	資料1	152	不開示部分全て	4号及び5 号へ	なし
3 6	資料2	153	不開示部分全て	4号及び5 号へ	なし
3 7	資料3	154 ないし 156	不開示部分全て	新たに開示	—

(注) 対象文書には頁番号は付番されていないが、対象文書の1枚目ないし156枚目に1頁ないし156頁と付番したものを「頁」として記載している。